

が後業員の要求は何時迄も継続されよう。唯我々の懸念する事は市後済の不誠意と後業員の誠意ある態度が何時に平和に合理的に進んでゆけるかである言葉を変へて云ふは我々が空腹と疲勞とを何時迄堪へて行く事が出来るかと同題である。今や東京市は先般の市會議員改選から進められた村市長の辞職となり、イザゴザでやつと確定した後任の長伊澤氏は病氣とあつて今も約一ヶ月を軽井沢に病を養つてゐる議員諸君が自黨派の爲めに争つてゐる事は固より直ちに吾輩に刺激を持つるが故にはあつたが後業員の待遇問題は一月遅れれば其れだけ事情は悪化するものがある事を忘れるはならない。亦如何なる人も市長にせよとすればは議員諸君の自由である。然し我輩後業員のみすればは我輩の生活状態に理解のない市長は我輩の喜ぶ所でない。之れ分りは頭の中

云ふ事が出来る

我輩の先に述べた二十六ヶ条に対する回答中『今の事情からすれば必ずしも不審がない』と云ふ事も『適量の時機に於て改善する積り』と云ふのが一番多かつた。我輩の要求が果して現在の宥懐に照して不審のうらみがあるか否かは我輩自身の生活状態が最も確據に物語つてゐる。而して我々の生活とは甚だしく異れる生活条件をも具備せる市會議員諸君や市の高級吏員諸君が『現在の一般の勞働者の宥懐のうら』と市後業員の条件が不当なるものでないといふのが如きは吾々から見れば誠に此腹痛いと言ひたい。だが『うら』も我々の生活其のより、示す處の直接的又証は此處に他の一例を間接的又証として参考とて調べる見

一賃金ノ件 小初任級ヲ一用八十兆トシ現在一用六十兆以下ヲ定額
並給セシムルコト、四ニ用以下ハ一割ノ増給ヲナスコト、
以上ハ四ノ増給ト均衡ヲ失ハシメザルコト
吾輩は最低賃金法の制定を望むよりいふが最低賃金法を